

2 / 16
(火)~

確定申告がはじまります

確定申告会場
保健センターほのぼの 1階 「ひだまりホール」
受付時間
午前9時~午後4時 ※最終日は午後2時まで

確定申告相談日程

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|--------------|----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 2月 | 16 山郷 | 17 山郷 | 18 山形 | 19 山形 | 20 × | 21 全地区 |
| 22 山形 | 23 × | 24 土師 | 25 土師 | 26 那岐 | 27 × | 28 × |
| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 3月 | | | | | | |
| 1 那岐 | 2 富沢 | 3 富沢 | 4 智頭 | 5 智頭 | 6 × | 7 全地区 |
| 8 智頭 | 9 全地区 | 10 全地区 | 11 全地区 | 12 全地区 | 13 × | 14 × |
| 15 午後2時まで | | | | | | |

- ・混雑を避けるため、上記日程にお越しください。また、マスク着用など感染対策に協力ください。
- ・必要書類がそろっていない場合、申告を受付できないことがあります。
- ・事業所得は、帳簿の保存が義務付けられています。

対象者

次のいずれかに当てはまる人は、確定申告または住民税申告が必要です(どのような申告をする必要があるかわからない場合は問合せください)。

- 年収が2千万円を超える
- 年金収入が400万円を超える
- 前職や副業の給与収入が年末調整されていない
- 事業収入(農業・営業・不動産)がある(赤字含む)
- 満期保険金や個人年金等の受け取りがある
- その他、給与・年金以外の収入がある
- 医療費控除、雑損控除等を追加で受けようとする
- 収入が遺族年金、障害年金等の非課税収入のみ(※)
- 無収入である(※)

(※)に該当する人が申告をしないと所得証明等の発行ができない、国民健康保険や介護保険等の各種制度において受けられるはずの軽減等が受けられなくなる、負担額が高くなる等の影響があります。

確定申告に必要なもの

- マイナンバーカード(お持ちでない場合マイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類)
- 利用者識別番号のわかるもの(税務署の申告案内はがき、登録画面の写しなど)
- 申告者の通帳(還付申告の場合)
- 給与・年金所得の源泉徴収票(複数枚ある場合はすべて)
- 障害者手帳(障害者控除を受けられる場合)
- 生命保険料、地震保険料控除を受ける人は証明書
- 医療費控除を受ける人は医療費通知または領収書
- その他収入、経費、控除について確認できるもの